

株価指数先物・オプション取引の契約前交付書面の一部改訂についての新旧対照表

(下線の部分は改正箇所)

頁	新	旧
24	<p>(2) 取引の期限 (略) 日経株価指数 300 先物取引、日経平均株価先物取引(ミニ日経 225 先物取引を含む)及び Russell/Nomura Prime インデックス先物取引は、3月、6月、9月、12月の第二金曜日の前営業日に終了する取引日(イブニング・セッションの開始時から翌営業日の日中取引(当該営業日の午前立会及び午後立会並びに J-NET デリバティブ取引(当該営業日の午後4時まで(半休日においては、正午まで)の取引に限る)をいいます。)の終了時までの1サイクルをいいます。)を取引最終日とする取引(限月取引といいます。)に区分して行います。</p>	<p>(2) 取引の期限 (略) 日経株価指数 300 先物取引、日経平均株価先物取引(ミニ日経 225 先物取引を含む)及び Russell/Nomura Prime インデックス先物取引は、3月、6月、9月、12月の第二金曜日の前営業日に終了する取引日(イブニング・セッションの開始時から翌営業日の日中取引(当該営業日の午前立会及び午後立会並びに立会外大口取引(当該営業日の午後4時まで(半休日においては、正午まで)の取引に限る)をいいます。)の終了時までの1サイクルをいいます。)を取引最終日とする取引(限月取引といいます。)に区分して行います。</p>
25	<p>(5) 制限値幅 相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、基準値段(原則として、前日の清算数値。)から、上下 16%程度の制限値幅(1日に変動し得る値幅)を設けています。</p>	<p>(5) 制限値幅 相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、基準値段(原則として、前日の清算数値。)から、東証株価指数(TOPIX)先物取引及び S&P/TOPIX150 先物取引については上下 5%程度の制限値幅(1日に変動し得る値幅)を、日経株価指数 300 先物取引、日経平均株価指数先物取引(日経 225mini を含む)及び Russell/Nomura Prime インデックス先物取引については上下 16%程度の制限値幅を設けています。</p>
25	<p>(6) 取引の一時中断 株価指数先物取引の各限月取引において先物価格が現物指数に著しく先行して、上昇又は下落(制限値幅の 1/2)する場合には、取引を一時中断(15分間)する制度(サーキットブレーカー制度)を設けています。</p>	<p>(6) 取引の一時中断 株価指数先物取引の各限月取引において先物価格が現物指数に著しく先行して、上昇又は下落(制限値幅の 2/3 程度。日経株価指数 300 先物取引、日経平均株価指数先物取引(日経 225mini を含む)及び Russell/Nomura Prime インデックス先物取引については、制限値幅の 1/2。)する場合には、取引を一時中断(15分間)する制度(サーキットブレーカー制度)を設けています。</p>
26	<p>(2) 取引の期限 東証株価指数(TOPIX)オプション取引及び S&P/TOPIX150 オプション取引 3月、6月、9月、12月のうち直近の5か月と当該月以外の直近の3か月(合計8か月)の各月の第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)を取引最終日とする取引(限月取引といいます。)に区分して行います。 また、直近の限月取引の取引最終日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)から新しい限月取引の取引を開始します。 3月、6月、9月及び12月の限月取引の取引期間は1年3か月、その他の限月取引の取引期間は4か月又は5か月となります。</p>	<p>(2) 取引の期限 東証株価指数(TOPIX)オプション取引及び S&P/TOPIX150 オプション取引 連続する直近の4か月の各月の第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)を取引最終日とする取引(限月取引といいます。)に区分して行います。 また、直近の限月取引の取引最終日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)から新しい限月取引の取引を開始します。 各限月取引の取引期間は4か月です。</p>

頁	新	旧
26	<p>日経株価指数 300 オプション取引 3月、6月、9月、12月のうちの6か月と当該月以外の直近の2か月(合計8か月)の各月の第二金曜日の前営業日に終了する取引日(イブニング・セッションの開始時から翌営業日の日中取引(当該営業日の午前立会及び午後立会並びに J-NET デリバティブ取引(当該営業日の午後4時まで(半休日においては、正午まで)の取引に限る。))をいいます。)の終了時までの1サイクルをいいます。)を取引最終日とする取引(限月取引といいます。)に区分して行います。</p> <p>6月及び12月の限月取引の取引期間は2年、3月及び9月の限月取引の取引期間は1年、その他の限月取引の取引期間は3か月です。</p> <p>日経平均株価指数オプション取引 3月、6月、9月、12月のうち直近の5か月と当該月以外の直近の3か月(合計8か月)の各月の第二金曜日の前営業日に終了する取引日(イブニング・セッションの開始時から翌営業日の日中取引(当該営業日の午前立会及び午後立会並びに J-NET デリバティブ取引(当該営業日の午後4時まで(半休日においては、正午まで)の取引に限る)をいいます。)の終了時までの1サイクルをいいます。)を取引最終日とする取引(限月取引といいます。)に区分して行います。</p>	<p>日経株価指数 300 オプション取引 3月、6月、9月、12月のうちの6か月と当該月以外の直近の2か月(合計8か月)の各月の第二金曜日の前営業日に終了する取引日(イブニング・セッションの開始時から翌営業日の日中取引(当該営業日の午前立会及び午後立会並びに立会外大口取引(当該営業日の午後4時まで(半休日においては、正午まで)の取引に限る。))をいいます。)の終了時までの1サイクルをいいます。)を取引最終日とする取引(限月取引といいます。)に区分して行います。</p> <p>6月及び12月の限月取引の取引期間は2年、3月及び9月の限月取引の取引期間は1年、その他の限月取引の取引期間は3か月です。</p> <p>日経平均株価指数オプション取引 3月、6月、9月、12月のうち直近の5か月と当該月以外の直近の3か月(合計8か月)の各月の第二金曜日の前営業日に終了する取引日(イブニング・セッションの開始時から翌営業日の日中取引(当該営業日の午前立会及び午後立会並びに立会外大口取引(当該営業日の午後4時まで(半休日においては、正午まで)の取引に限る)をいいます。)の終了時までの1サイクルをいいます。)を取引最終日とする取引(限月取引といいます。)に区分して行います。</p>
27	<p>(4) 制限値幅 相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、前日の最終の株価指数を基準に、上下16%程度(1日に変動し得る値幅)の制限値幅を設けています。 金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。</p>	<p>(4) 制限値幅 相場の急激な変化により投資者が不測の損害を被ることがないように、前日の最終の株価指数を基準に、<u>東証株価指数(TOPIX)オプション取引及び S&P/TOPIX150 オプション取引については上下5%程度の制限値幅(1日に変動し得る値幅)</u>を、<u>日経株価指数300オプション取引及び日経平均株価指数オプション取引については上下16%程度の制限値幅</u>を設けています。 金融商品取引所は必要に応じて呼値の制限値幅を変更することがあります。</p>
27	<p>(5) 取引の一時中断 株価指数先物取引の各限月取引において先物価格が現物指数に著しく先行して、上昇又は下落(制限値幅の1/2。)する場合には、株価指数先物取引を一時中断するとともに、同時に株価指数オプション取引についても取引を一時中断(15分間)する制度(サーキットブレーカー制度)を設けています。</p>	<p>(5) 取引の一時中断 株価指数先物取引の各限月取引において先物価格が現物指数に著しく先行して、上昇又は下落(<u>制限値幅の2/3程度。日経株価指数300先物取引及び日経平均株価指数先物取引については、制限値幅の1/2。</u>)する場合には、株価指数先物取引を一時中断するとともに、同時に株価指数オプション取引についても取引を一時中断(15分間)する制度(サーキットブレーカー制度)を設けています。</p>

(以上)